

玉城町立地適正化計画策定支援業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和7年6月5日

玉城町長 辻村 修一

記

玉城町立地適正化計画策定支援業務 実施要領

1. 目的

本格的な人口減少・高齢社会が到来する中、円滑な都市活動の確保と良好な都市環境を維持するために、居住と経済活動の場として持続可能な都市（コンパクトシティ）の実現に向けた取り組みが進められている。平成26年8月には、都市再生特別措置法が改正され、居住や都市機能の緩やかな誘導を図り、関連する分野と連携し集約型都市構造の構築に取り組むための「立地適正化計画制度」が創設された。

本業務は、人口減少社会においても持続可能なまちづくりを進め、玉城町都市計画マスタープランにおけるまちづくりの実現に向けて、立地適正化計画の策定を行うことを目的とする。

2. 委託業者選定方式

- (1) 企画提案型コンペ方式（プレゼンテーション審査プロポーザル方式）で実施する。
- (2) 受託を希望する事業者は、参加申込書、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

業者選定は、玉城町立地適正化計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

3. 概要

- (1) 業務委託名 令和7年度 第8号
玉城町立地適正化計画策定業務
- (2) 業務内容 別添の「玉城町立地適正化計画策定業務仕様書」のとおり
※契約時における仕様書は、提案者の企画提案内容に応じて、仕様を変更する
場合がある。
- (3) 履行期間 令和7年7月3日から令和9年3月26日まで
- (4) 契約上限額 金18,491,000円（消費税及び地方消費税を含む）※2箇年総額
(令和7年度) 8,866,000円
(令和8年度) 9,625,000円
※上記の上限金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

4. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加することができる事業者等の資格については、以下のすべての要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の既定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。また、愛知県、岐阜県、三重県内の地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (3) 手形交換所より取引停止処分を受ける等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申し立てがなされている場合、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申し立てがなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の再生手続の申し立てをしていない者又は申し立てをされていないものであること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申し立てをしなかった者、又は申し立てがされなかった者とみなす。
- (6) 玉城町暴力団排除条例（平成23年玉城町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。
- (7) 本業務を担当する管理技術者及び照査技術者は、技術士（建設部門－都市計画及び地方計画）又はRCCM（都市計画及び地方計画部門）の資格を有するものであること。
- (8) 管理技術者は、平成27年以降に中部管内で管理技術者又は担当技術者として、官公庁発注の防災指針の策定を含む立地適正化計画の策定又は改訂業務の履行実績があること。
- (9) 三重県内に本社又は営業所等を有する者であること。

5. スケジュール

項目	日程
公募の開始	令和7年6月 5日（木）
質問期間	令和7年6月 5日（木）～11日（水）
質問への回答（町HPで回答）	令和7年6月13日（金）午後
参加申込書の提出期限	令和7年6月17日（火）正午
企画提案書等の提出期限	令和7年6月24日（火）正午
プレゼンテーション審査	令和7年6月30日（月）予定
結果公表（町HPのみ）	令和7年7月 2日（水）予定

6. 質疑及び回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

公告日から令和7年6月11日（水）正午まで（必着）

※土・日曜日・祝日及び時間外は一切受け付けない。

(2) 受付方法

FAX（0596-58-4494）により、下記の「12 連絡先・提出先」宛に質問書【別紙2】を提出すること。なお、建設課（電話：0596-58-8205）へ到着の確認を行うこと。（電話、来訪など口頭による質問は一切受け付けない。）

(3) 回答方法

一括してとりまとめ、当町公式ホームページに掲載する。

(4) 回答日

令和7年6月13日（金）午後

7. 参加申込書提出期限等

(1) 提出書類

参加申込書【様式1】

(2) 提出期限

令和7年6月17日（火）正午まで（必着）

※土・日曜日・祝日を除く、平日 午前8時30分から午後5時まで

※様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードすること。

（窓口での配布は行わない）

(3) 提出場所

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町役場 建設課

(4) 提出方法

上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。

参加申込書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話にて建設課（電話：0596-58-8205）に受理の確認を行うこと。

(5) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、辞退届【任意様式】を提出すること。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出書類

① 企画提案書提出届【様式2】

② 会社概要調書【様式3】

③ 業務受託実績【様式4】

※記載する履行実績を証する書類として、契約書の鏡及び業務内容が分かる仕様書又はTECRIS等の写しを添付すること。

④ 配置予定技術者調書（管理技術者・照査技術者）【様式 5】

※記載する各種認証登録・保有資格は、保有を証明する書類の写しを添付すること。

⑤ 企画提案書【任意様式】

企画提案書には以下の項目を記載し、全体を A 4 版、両面印刷 10 ページ以内で作成すること。（A 3 版の場合は、片面 1 枚で 2 ページ分とする。また、図表を含む、表紙・目次はページに含めない。）

文字サイズは、10.5 ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

綴じ方は、左綴じとし、通し番号（表紙、目次を除く）を付すこと。

【企画提案書必須記入項目】

ア 実施方針

イ 業務実施体制

ウ 業務実施計画・スケジュール

エ 本業務に関する内容

オ その他の独自提案

⑥ 見積書【様式 6】（原本を 1 部提出）

令和 7 年度、令和 8 年度事業費を合算したものを記載すること。

なお、見積書の詳細な費用内訳書及び代価表【任意様式】を添付すること。

※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

（2）提出部数

正本 1 部 （代表者印不要）

副本 5 部 （正本の写し。副本もカラー印刷とすること。）

CD-R 1 枚 （PDF 形式で保存したものであること。）

（3）提出期限

令和 7 年 6 月 24 日（火）正午まで（必着）

※土・日曜日・祝日を除く、平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

※各種様式については、当町公式ホームページに掲載したものをダウンロードすること。

（窓口での配布は行わない）

（4）提出場所

〒519-0495 三重県度会郡玉城町田丸 114 番地 2

玉城町役場 建設課

（5）提出方法

上記提出場所に持参又は郵送により提出すること。

参加申込書を郵送で提出する場合は、提出期限までに電話にて建設課（電話：0596-58-8205）に受理の確認を行うこと。

(6) 留意事項

- ア 企画提案書提出後の再提出及び差替えは、原則として認めない。ただし、町から、書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じて追加資料の提出を指示する場合がある。
- イ 提出された提案書は、返却しない。
- ウ 提出された関係書類については、町の情報公開条例第8条に該当するものを除き、原則公開とする。
- エ 企画提案書の提出は、参加者1者につき1回のみとし、複数の提案をすることはできない。

9. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書等とプレゼンテーションの内容を下記評価基準のとおり審査し、決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は、令和7年6月26日（木）正午までに建設課へ連絡すること。

ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 審査項目・評価基準

- ①業務実績
- ②業務実施体制
- ③企画提案内容
- ④業務実施計画
- ⑤独自提案
- ⑥見積金額

〈審査項目・評価基準表〉

＜審査項目＞

審査 番号	審 査 項 目	全体に占 める割合	評価事項
1	業務実績	5 / 100	別紙1参照
2	業務実施体制	5 / 100	別紙1参照
3	企画提案に対する評価	40 / 100	別紙1参照
4	業務実施計画	5 / 100	別紙1参照
5	独自提案	5 / 100	別紙1参照
6	見積金額	40 / 100	別紙1参照

<評価基準>

評価点の 掛け率	A : 1.0	B : 0.8	C : 0.6	D : 0.4	E : 0.2
	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分

(3) プレゼンテーション開催日

令和7年6月30日（月）

ア 開催場所や時間は、企画提案提出者に別途通知する。

イ 1事業者20分以内を予定（応募事業者数により変更あり）。質疑は10分以内とする。

ウ 参加人数は、説明者を含めて3名までとする。

エ プレゼンテーション時の追加資料は、原則として認めない。

(4) 審査結果

審査結果は、令和7年7月2日（水）午後5時までに当町公式ホームページのみで公表予定。

(5) 契約予定者の選定

ア 審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

イ 当該契約予定者がやむを得ず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

ウ 提案者が1事業者のみの場合でも、内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(6) その他

審査結果についての質問及び異議申し立ては一切受け付けない。

10. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提案書を提出期限までに提出しなかった者。
- (2) 町が示した委託料を超える見積りを提出した者。
- (3) 審査員に対して、故意に接触を求めること。
- (4) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (5) 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (6) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (7) プレゼンテーション終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合。
- (8) 選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。
- (9) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

11. その他留意事項

- (1) プレゼンテーションを辞退する場合は、令和7年6月27日（金）正午までに、辞退届【任意様式】を建設課に持参、FAX、又は郵送により提出すること。
 なお、建設課（電話：0596-58-8205）へ到着の確認を行うこと。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等プレゼンテーション参加に要する経費等は、全て提案者が負うものとする。
- (3) 提出された提案資料等については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。
- (4) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (5) プレゼンテーション及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (6) 委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者等は、玉城町個人情報保護条例（平成11年玉城町条例第18号）を遵守すること。
- (7) その他必要な事項は、玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）の規定による。

12. 連絡先・提出先

〒519-0495

三重県度会郡玉城町田丸114番地2

玉城町役場 建設課

担当：成川、中世古

電話番号：0596-58-8205 FAX：0596-58-4494

E-mail：ken-t@town.tamaki.lg.jp

※問合せについては、土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く午前9時～午後5時までとする。

【別紙 1】

令和 7 年度 玉城町立地適正化計画策定業務に係る業者選考審査基準及び配点

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	管理技術者又は担当技術者として、官公庁発注の防災指針策定を含む立地適正化計画の策定・見直し業務の受注実績又は完了実績があり、求められ能力を備えているか。	5点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	5点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
仕様書「6. 業務内容」に記載された項目に関する提案	業務の目的や条件、方針等について、関係法令や社会情勢等を適切に踏まえ、現状分析に基づいた提案となっているか。 玉城町総合計画や現行の玉城町都市計画マスタープランの内容を踏まえた方針になっているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【立地適正化計画の作成】 玉城町における都市計画の課題の整理について、適切な手法が示されているか。また、地域の実情や意見等を適切に把握できる計画になっているか。 社会情勢や関係法令等を踏まえた適切な手法・考え方が提案されているか。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
	【防災指針の作成】 防災指針の作成について、玉城町の地域特性を踏まえた適切な提案がなされているか。 社会情勢や関係法令等を踏まえた適切な手法・考え方が提案されているか。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
業務実施計画	業務工程（各実施内容の期間、作業内容、作業量、担当を明確にしたスケジュール）が具体的かつ実現可能なものかなど。	5点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
独自提案	仕様書に記載した業務内容以外に、想定金額の範囲内で、本町にとって有益な独自提案が示されている。	5点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右の通り	40点	見積金額満点（40点）×提案された最低額/提案額 （小数点以下は切り捨て）				
合計（100点満点）			_____点				